

国立大学法人東京農工大学受託研究取扱規程

(平成 16 年 4 月 7 日 16 経教規程第 62 号)

改正 平成 16 年 10 月 29 日 16 経教規程第 76 号 平成 22 年 4 月 1 日 22 教規程第 10 号

平成 25 年 8 月 1 日 教規程第 37 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号)第 22 条第 1 項第 3 号に基づき、国立大学法人東京農工大学(以下「本学」という。)における受託研究の受入れに関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「受託研究」とは、本学が外部から委託を受けて職務として行う研究、試験、試作及び調査等をいう。
- (2) 「研究経費」とは、受託研究を遂行するために必要とする経費をいう。
- (3) 「外国の機関等」とは、外国為替法令の解釈及び運用について(昭和 55 年 11 月 29 日 付蔵国第 4672 号)6-1-5、6(居住性の判定基準)の定めにより、非居住者となる機関等をいう。

(受入れの基準)

第 3 条 学長は、受託研究の受入れに当たって、委託者から委託された研究等が本学の教育研究上有意義であり、かつ支障を生じるおそれがないと認められる場合で、次の各号の一に該当するものについては、受託研究として取り扱うものとする。

- (1) 受託研究を担当する職員(以下「研究担当者」という。)の本来の職務と直接的関連を持つもの
- (2) 本学の施設設備等を使用して行われるもの
- (3) その他学長が必要と認めるもの

2 学長は、前項の規定にかかわらず受託研究の受入れに当たって、次の各号の一に該当する場合は、受入れをしないことができる。

- (1) 委託された研究等が本学の教育研究上支障を生じるおそれがあると認められるもの
- (2) 委託者の社会的な立場や信用度に問題のあるもの
- (3) その他学長が適当でないとして認めるもの

(受入れの条件)

第 4 条 受託研究の受入れに当たっては、次に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 受託研究は、委託者が一方的に中止することはできないこと。
- (2) やむを得ない事由により、受託研究を中止又はその期間を延長する場合は、本学はその責任を負わないこと。
- (3) 研究経費は、原則として前納とすること。

(4) 既納の研究経費は、原則として委託者に返還しないこと。ただし、本学において特に必要があると認めるときには、不用となった経費の額の範囲内でその全部又は一部を返還することができること。

2 学長は、前項に定めるもののほか、必要な条件を付することができる。

(安全保障輸出管理制度の遵守)

第4条の2 外国の機関等が委託者となる受託研究の受入れに際しては、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)、同法に基づく政令、省令及び通達等並びに国立大学法人東京農工大学安全保障輸出管理規程その他学内規程等を遵守するものとする。

(審査会)

第5条 学長は、受託研究の受入の審査のために、農学研究院及び工学研究院に外部資金等受入審査会(以下「審査会」という。)を置くものとする。

2 審査会について必要な事項は、別に定める。

(受入れの決定)

第6条 学長は、受託研究の申込みを受けた場合は、前条に規定する審査会の審査を経て、受入れを決定するものとする。

2 学長は、受入れ決定を行った受託研究について、適宜取りまとめのうえ教育研究評議会に報告するものとする。

(契約の締結)

第7条 学長は、受託研究の受入れを決定したときは、委託者と別に定める様式に準じた受託研究契約書(以下「契約書」という。)により契約を締結するものとする。

(研究経費)

第8条 委託者は、研究経費を負担するものとする。

2 前項の研究経費について必要な事項は、別に定めるものとする。

(研究の中止又は期間の延長)

第9条 学長は、天災その他研究遂行上やむを得ない事由があるときは、委託者と協議のうえ、受託研究を中止し、又は研究期間を延長することができる。

(知的財産の取扱い)

第10条 受託研究における知的財産の取扱いについては、契約書によるものとし、契約書に定めのない事項については、国立大学法人東京農工大学知的財産管理規程及び国立大学法人東京農工大学職務発明規程によるものとする。

(設備等の取扱い)

第11条 受託研究により本学において新たに取得した設備等の所有権は、原則として本学に帰属するものとする。

2 本学は、受託研究の遂行上必要な場合には、委託者から、研究経費のほか、その所有に係る設備を受け入れることができるものとする。この場合における設備の搬入、据付け及び撤去等に要する経費は、委託者が負担するものとする。

(完了の報告)

第12条 研究担当者は、当該受託研究が完了したときは、学長にその旨を報告するものとする。

(事務)

第13条 受託研究の受入りに係る事務は、研究国際部研究支援課において処理する。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、受託研究を実施するために必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月7日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則(平成16年10月29日 16経教規程第76号)

この規程は、平成16年10月29日から施行し、改正後の国立大学法人東京農工大学受託研究取扱規程の規定は、平成16年6月1日から適用する。

附 則(平成22年4月1日22教規程第10号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成25年8月1日教規程第37号)

この規程は、平成25年8月1日から施行する。